

## 稻城市木造住宅耐震診断助成要綱

平成 17 年 4 月 19 日

市 長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、稻城市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を行う稻城市内（以下「市内」という。）の木造住宅の所有者に対してその費用の一部を助成することにより、木造住宅の耐震化の促進を図り、もって市民の生命及び財産を守るとともに、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次に掲げる基準により、次号に掲げる診断機関が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

イ 木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修　日本建築防災協会発行）

(2) 診断機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士事務所

イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日18都巿建企第68号）に基づく耐震診断事務所として登録を受けた建築士事務所

ウ 市内にその営業の本拠を置く事業所に所属する者のうち、一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震に関する講習を修了した者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士に限る。）

### (助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、市内に存する民間の木造住宅又は木造共同住宅であって、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（昭和56年6月1日以降に建築され

たものであって、同年5月31日以前に建築確認を取得したものを含む。) であり、現に居住している住宅であること。

(2) 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ面積の過半が住宅の用途に供されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が助成対象と相当の理由があると認めた住宅については、助成対象住宅とすることができます。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 現に助成対象住宅の所有権を有すること。ただし、助成対象住宅が共有物である場合は、共有者の全員の合意に基づく代表権を有することとする。

(2) 助成対象住宅の所有者（助成対象住宅が共有物である場合は、共有者の全員）及び助成対象住宅に居住している者の全員（共同住宅に居住する占有者を除く。）が市税を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税に係る部分を除く。）の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い方の額とする。

2 助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

3 助成金の交付は、助成対象住宅1棟に対し、1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、当該助成に係る耐震診断を実施する前に、稻城市木造住宅耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断費用の見積書の写し

(2) 助成対象住宅であることが確認できる書類及び案内図

(3) 助成対象者であることが確認できる書類

(4) 助成対象住宅が共有物である場合にあっては、耐震診断に係る共有者全員の合意を示す書面

(5) 耐震診断を行う者が、第2条第2号に規定する診断機関であることを証する

## 書類の写し

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号及び第3号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 第1項の申請をする者は、耐震診断を実施する診断機関に交付決定後の助成金に係る請求及び受領に関する権限を委任することができる。

### (交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、及び助成の可否を決定し、稲城市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書(様式第2号)又は稲城市木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

### (完了報告)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、耐震診断の完了後、速やかに稲城市木造住宅耐震診断助成事業完了報告書(様式第4号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の契約書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 耐震診断費用の明細書の写し
- (3) 耐震診断費用の領収書の写し
- (4) 耐震診断結果報告書の写し、図面(案内図、平面図等)及び現地調査の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

### (助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、及び助成金の額を確定し、稲城市木造住宅耐震診断助成金交付額確定通知書(様式第5号)により、当該報告をした者に通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第10条 前条に規定する通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、稲城市木造住宅耐震診断助成金交付請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 第6条第3項の規定による委任があったときは、前項の請求書の提出は、当該

委任を受けた診断機関が行うものとする。

3 市長は、第1項又は前項の請求書が提出された場合は、当該交付対象者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は額の確定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、稲城市木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、その旨を当該交付決定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 前条第1項の場合において、市長は、取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、当該交付を受けた者に対し、直ちに当該助成金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則（平成17年4月19日市長決裁）

この要綱は、平成17年5月15日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。